

鳥取県公報

平成 23 年 3 月 18 日(金) 号外第 2 2 号

毎週火・金曜日発行

次 目 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ◇ 条 例 (10) (自治振興課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例(11)(福祉保健課)・・・・・・・10 鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例(12)(子育て支援総室)・・・11 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例 (13) (循環型社会推進課) ・・・・・・・・・・・・・・・・13 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 の一部を改正する条例(14)(")・・・・・・・・・・・・・・・14 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例(15)(景観まちづくり課)・・・・・・19 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例(16)(")・・・・・・・・・・・21 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (17) (くらしの安心推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例 (18) (消費生活センター) ・・・・・・・・・・・・・・・・・25 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例(19)(産業振興総室)・・・・・26 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例(20)(")・・・・・27

━━━公布された条例のあらまし━━━

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応 じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属 する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる事務のうち同表の右欄に掲げる市町の区域のみに係るものについては、当該市町 が新たに処理することとする。

事務	市町
旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送	境港市
付等及び旅券法施行規則に基づく申請者が出頭しない場合の申	日野郡の町へは移譲済み。
請の申出の受理及び知事への送付等	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健	東伯郡琴浦町
康手帳の交付の申請の受理及び知事への送付等、原子爆弾被爆	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東
者に対する援護に関する法律施行令に基づく居住地の変更の届	伯郡湯梨浜町及び北栄町へは移譲済み。
出の受理及び知事への送付等並びに原子爆弾被爆者に対する援	
護に関する法律施行規則に基づく知事が返還する被爆者健康手	
帳の被爆者への引渡し等	
浄化槽法に基づく浄化槽の設置又は変更の届出の受理等	八頭郡八頭町
	倉吉市、岩美郡岩美町、東伯郡湯梨浜
	町及び琴浦町並びに日野郡日野町へは移
	譲済み。
農地法に基づく農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移	東伯郡琴浦町
転の許可等	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭
	郡の町並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及
	び北栄町へは移譲済み。

(2) 次の表の左欄に掲げる事務について、同表の右欄に掲げる市及び村の区域のみに係るものについては、 対象となる事務が消滅したことに伴い、移譲の対象から削除することとする。

事務	市村
商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関す	米子市、倉吉市及び西伯郡日吉津村
る政令の規定により処理することとされている商工会法に基づ	
く事務(商工会に係るものに限る。)	

- (3) 各市町村へ移譲している水道法に基づく事務について、専用水道の管理に関する技術上の業務の委託又 は委託の失効の届出の受理に関する事務を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町及び北栄町並びに西伯郡南部町及び伯耆町が福祉事務所を設 置することに伴い、これらの地域を東部福祉事務所、中部福祉事務所及び西部福祉事務所の所管区域から除外

する。

2 条例の概要

- (1) 東部福祉事務所、中部福祉事務所及び西部福祉事務所の所管区域を次のとおりとする。
 - ア 東部福祉事務所 八頭郡若桜町及び八頭町 (現行 岩美郡及び八頭郡)
 - イ 中部福祉事務所 東伯郡三朝町及び琴浦町(現行 東伯郡)
 - ウ 西部福祉事務所 西伯郡大山町 (現行 西伯郡南部町、伯耆町及び大山町)
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準が改正され、保 育所型認定こども園における満3歳以上の児童に対する食事の提供について外部搬入が認められることとなっ たことに鑑み、条例で定める保育所型認定こども園の認定基準について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 保育所型認定こども園のうち、満3歳未満の子どもの保育を行うもの以外のものの施設設備の基準とし て当該認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法に より行うことができることを加える。
- (2) 認定こども園のうち、認可外保育施設型認定こども園を届出保育施設等型認定こども園とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

美しく快適で安全な生活環境を保全するという目的をより効果的に達成できるようにするため、この条例に ついて引き続き定期的な見直しを行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は平成25年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に 基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国が認定する無害化処理施設に係る実証試験を行う施設(以下「無害化処理実証試験施設」という。)の設 置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るた め、無害化処理実証試験施設の設置を行う前に条例手続を行うことを義務付ける等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 無害化処理実証試験施設の設置を行う前に条例手続を行うことを義務付ける。
- (2) 既存の廃棄物処理施設等を承継又は更新する場合、一定の要件を満たす場合に限り、条例手続を不要と する。
- (3) 知事は、事業者が関係住民に対し、事業計画の周知を図るために開催する説明会の開催状況を把握する ために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち会わせるとともに、関係市町村の職員の立 会いを求めることができることとする。
- (4) 知事は、事業計画の周知等に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行う際、学識経験者等 に協力を求めることができることとする。

- (5) 知事は、平成28年3月末を目途として、条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置 を講ずるものとする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県屋外広告物条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の当該広告物等の除却義務違反に係る罰則の対象となる行 為について見直す。
- (2) 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の 表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、継続的な取組が 必要であることから、条例の失効期限を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者が、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が必要でな くなったときに、遅滞なく当該広告物等を除却しない場合については、これに対する必要な措置の命令に違 反した者を罰則の対象とする。
- (2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の規定の整備を行う。

鳥取県景観形成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 適切な時期に巡視活動を行うため、景観法の規定による景観計画区域内における行為の届出をした者に 当該行為の完了の届出を義務付ける。
- (2) 美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実 現に向けて継続的な取組が必要であることから、条例の失効期限を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 景観法の規定による景観計画区域内における建築等の行為の届出を行った者は、当該届出に係る行為を 完了したときは、規則に定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならないこととす る。
- (2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

犬、ねこ等を譲渡することができる対象となる者について明確化するとともに、動物の飼育の適正の確保、 動物による事故発生の予防、県が収容した動物の譲渡の促進などを継続して行う必要があるため、条例の失効 期限を廃止する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事が引き取った犬、ねこ等をこれらを適正に飼育できると認める者に譲渡することを目的とする者で これらを適正に飼育できると認めるものに譲渡することができることを明らかにする。
- (2) 条例の失効期限を平成23年5月31日とする規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

消費生活に係る苦情の複雑化等の県内の消費者を取り巻く環境の変化に対応した施策を推進するため、消費 生活について専門的な知識等を有する者等と連携を図り必要に応じてその人材を有効に活用するとともに、引 き続き消費生活の安定及び向上を図り消費者の自立を支援するため、条例の失効期限を廃止する等所要の改正 を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は、消費生活に係る苦情の処理について、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう必 要な措置を講ずるものとする。
- (2) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (3) 知事は平成27年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置 を講ずるものとする。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

厳しい経済環境の中で、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性 化に資するため、企業立地事業の助成に係る要件を緩和する期間を延長するものである。

2 条例の概要

(1) 製造業を営む県内の中小企業者が県内に工場等の新設又は増設を行う事業に係る知事の認定を受ける場 合の要件を緩和する期間は、平成22年2月1日から平成25年3月31日まで(現行 平成23年3月31日まで) とする。

	通常要件(第2条)	緩和後要件(第2条の2)
投資額	1億円超	3,000万円超
新規雇用労働者数	10人以上	3人以上

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部改正について

1 条例の改正理由

経済の国際化が加速し、国際競争が激化する中で、知的財産の戦略的な活用による国際競争力の強化を図 り、もって県内産業の活性化を図るため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県の知的財産の創造等に関する政策の目標に、知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産 業活動の国際競争力の強化を促進し、もって本県産業の成長発展及び活力ある地域社会の実現を図ることを 加える。
- (2) 県の取組として、本県産業の国際競争力の強化のために産学金官で連携して実施する次に掲げる事業の 実施を加える。
 - ア 環境・エネルギー分野等の本県が産業の創出を図る分野における知的財産の活用の促進
 - イ 事業者の知的財産を活用した国際的な事業展開の支援

- (3) 条例の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (4) 知事は平成27年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事の平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対 応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」とい う。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表 細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応す る次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」 という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在 しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分 を加える。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
事務市町村等	事務市町村等
略	略
1の5 <u>鳥取県専修学校等奨学資金</u> の貸 略	1の5 同和関係者の子等に対する資金 略
与のための規則に基づく事務のうち、	の貸与のための規則に基づく事務のう
別に規則で定めるもの	ち、別に規則で定めるもの
略	略
2の2 旅券法(昭和26年法律第267 <u>境港市及</u>	2の2 旅券法(昭和26年法律第267日野郡の
号)に基づく事務のうち、次に掲げる <u>び</u> 日野郡	号)に基づく事務のうち、次に掲げる町
もの(急を要する場合その他規則で定 の町	もの(急を要する場合その他規則で定
める場合に係るものを除く。)	める場合に係るものを除く。)
(1)~(11) 略	(1)~(11) 略
2の3 旅券法施行規則(平成元年外務 <u>境港市及</u>	2の3 旅券法施行規則(平成元年外務 日野郡の
省令第11号)に基づく事務のうち、次 <u>び</u> 日野郡	省令第11号)に基づく事務のうち、次町
に掲げるもの(急を要する場合その他 の町	に掲げるもの(急を要する場合その他
規則で定める場合に係るものを除	規則で定める場合に係るものを除
<.)	
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
略	略
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に 鳥取市、	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に 鳥取市、

関する法律(平成6年法律第117号)	境港市、	関する法律(平成6年法律第117号)	境港市、
に基づく事務のうち、次に掲げるもの	八頭郡の	に基づく事務のうち、次に掲げるもの	八頭郡の
(1)及び(2) 略	町並びに	(1)及び(2) 略	町並びに
	東伯郡湯		東伯郡湯
	梨浜町 <u>、</u>		梨浜町及
	琴浦町及		び北栄町
	び北栄町		
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に	鳥取市、	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に	鳥取市、
 関する法律施行令(平成7年政令第26	境港市、	関する法律施行令(平成7年政令第26	境港市、
号)に基づく事務のうち、次に掲げる	八頭郡の	号)に基づく事務のうち、次に掲げる	八頭郡の
もの	町並びに	もの	町並びに
(1)~(3) 略	東伯郡湯	(1)~(3) 略	東伯郡湯
	梨浜町、		梨浜町及
	— 琴浦町及		び北栄町
	び北栄町		
8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に		8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に	鳥取市、
関する法律施行規則(平成7年厚生省		関する法律施行規則(平成7年厚生省	
令第33号)に基づく事務のうち、次に	八頭郡の	令第33号)に基づく事務のうち、次に	八頭郡の
掲げるもの	町並びに	掲げるもの	町並びに
(1)~(3) 略	東伯郡湯	(1)~(3) 略	東伯郡湯
	梨浜町 <u>、</u>		梨浜町及
	琴浦町及		び北栄町
	び北栄町		
略	·	略	
9 水道法(昭和32年法律第177号)に	略	9 水道法(昭和32年法律第177号)に	略
基づく事務のうち、次に掲げるもの		基づく事務のうち、次に掲げるもの	
(1)~(5) 略		(1)~(5) 略	
<u>(6)</u> 第34条第1項において準用する			
第24条の3第2項の規定による業務			
の委託又は委託の失効の届出の受理			
<u>(7)</u> 略		<u>(6)</u> 略	
<u>(8)</u> 略		<u>(7)</u> 略	
<u>(9)</u> 略		<u>(8)</u> 略	
<u>(10)</u> 略		<u>(9)</u> 略	
<u>(11)</u> 略		<u>(10)</u> 略	
<u>(12)</u> 略		<u>(11)</u> 略	
9の2 浄化槽法(昭和58年法律第43	倉吉市、	9の2 浄化槽法(昭和58年法律第43	倉吉市、
号)に基づく事務のうち、次に掲げる	岩美郡岩	号)に基づく事務のうち、次に掲げる	岩美郡岩
もの	美町 <u>、八</u>	もの	美町、東
(1)~(16) 略	頭郡八頭	(1)~(16) 略	伯郡湯梨
	<u>町</u> 、東伯		浜町及び
	郡湯梨浜		琴浦町並
	郡湯梨浜 町及び琴		琴浦町並 びに日野
	町及び琴		びに日野

	日野町		
略		略	
24 商工会法第60条の規定により都道府	鳥取市及	24 商工会法第60条の規定により都道府	鳥取市 <u>、</u>
県が処理する事務に関する政令(昭和	び <u>各町</u>	県が処理する事務に関する政令(昭和	<u>米子市、</u>
35年政令第149号)の規定により処理		35年政令第149号)の規定により処理	<u>倉吉市</u> 及
することとされている商工会法(昭和		することとされている商工会法(昭和	び <u>各町村</u>
35年法律第89号)に基づく事務のう		35年法律第89号)に基づく事務のう	
ち、商工会に係るもの		ち、商工会に係るもの	
略		略	
24の4 農地法(昭和27年法律第229	鳥取市、	24の4 農地法(昭和27年法律第229	鳥取市、
号)に基づく事務のうち、次に掲げる	倉吉市、	号)に基づく事務のうち、次に掲げる	倉吉市、
もの	岩美郡岩	もの	岩美郡福
(1)~(7) 略	美町、八	(1)~(7) 略	美町、月
	頭郡の町		頭郡の
	並びに <u>東</u>		並びに夏
	伯郡の町		伯郡三朝
			町、湯季
			<u>浜町及</u> で
			北栄町
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属 する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表2の2の項、2の3の項、8の3の項、 8の4の項、8の5の項、9の2の項及び24の4の項に掲げる許可等の処分その他の行為(以下「移譲事務」 という。)については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市 町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、 同様とする。

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(名称、位置及び所管区域)	(名称、位置及び所管区域)
第2条 略	第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、児童福祉に関する事務 2 前項の規定にかかわらず、日野郡日野町の区域に に関しては、日野郡日野町は、鳥取県西部福祉事務 <u>所の所管区域とする</u>。

別表(第2条関係)

取県西部福祉事務所が所掌する。

別表(第2条関係)

名 称	位 置	所管区域
鳥取県東部	鳥取市	八頭郡若桜町及び八頭町
福祉事務所		
鳥取県中部	倉吉市	東伯郡三朝町及び琴浦町
福祉事務所		
鳥取県西部	米子市	西伯郡大山町
福祉事務所		
鳥取県日野	日野郡日野	日野郡日野町
福祉事務所	町	

		所管	区域
名 称	<i>1</i> → ===	社会福祉法	その他の事
	位置	第14条第5	務
		項の事務	
鳥取県東部	鳥取市	岩美郡及び	鳥取市、岩
福祉事務所		八頭郡	美郡及び八
			頭郡
鳥取県中部	倉吉市	東伯郡	倉吉市及び
福祉事務所			東伯郡
鳥取県西部	米子市	西伯郡南部	米子市、境
福祉事務所		町、伯耆町	港市及び西
		及び大山町	伯郡
鳥取県日野	日野郡日野	日野郡日野	日野郡
福祉事務所	町	町	

係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に

関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県認定こども園に関する条例(平成18年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後 改正前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当 する施設をいう。

ア略

- イ 幼稚園及び届出保育施設等(児童福祉法第59 条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1 項に規定する業務を目的とするもの(就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律施行規則(平成18年 文部科学
 - 夏令第3号)第1条に規定する施設を除く。) をいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供され る建物等が一体的に設置されている施設であっ て、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 当該施設を構成する届出保育施設等にお いて、満3歳以上の子どもに対し学校教育法 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保 育を行い、かつ、当該保育を実施するに当た り当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携 協力体制が確保されていること。
 - (イ) 当該施設を構成する届出保育施設等に入 所していた子どもを引き続き当該施設を構成 する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保 育を行うこと。
- (3) 略
- (4) 届出保育施設等型認定こども園 児童福祉法 (4) 認可外保育施設型認定こども園 児童福祉法 第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行う

(定義)

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当 する施設をいう。

- イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59 条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1 項に規定する業務を目的とするもの(就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
 - 夏令第3号)第1条に規定する施設を除く。) をいう。以下同じ。) のそれぞれの用に供され る建物等が一体的に設置されている施設であっ て、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 当該施設を構成する認可外保育施設にお いて、満3歳以上の子どもに対し学校教育法 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保 育を行い、かつ、当該保育を実施するに当た り当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携 協力体制が確保されていること。
 - (イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入 所していた子どもを引き続き当該施設を構成 する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保 育を行うこと。
- (3) 略
- 第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行う

し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を 行う<u>届出保育施設等</u>をいう。

- (5) 略
- 2 略

別表(第3条関係)

- 1及び2 略
- 3 保育所型認定こども園
- (1) 略
- (2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる
	基準(同基準ア、エただし書 <u>及びオ</u>
	<u>ただし書</u> (既存施設が(イ)の基準を
	満たすときに係る部分に限る。)を
	除く。)に同じ。
略	

4 届出保育施設等型認定こども園

(1)及び(2) 略

ほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育 ほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育 し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法 第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を 行う<u>認可外保育施設</u>をいう。

(5) 略

2 略

別表(第3条関係)

1及び2 略

- 3 保育所型認定こども園
- (1) 略
- (2) (1)以外のもの

. , . , .	
項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる
	基準(同基準ア、エただし書 <u>、オた</u>
	<u>だし書</u> (既存施設が(イ)の基準を満
	たすときに係る部分に限る。) <u>及び</u>
	<u>キ</u> を除く。)に同じ。
略	

- 4 認可外保育施設型認定こども園
 - (1)及び(2) 略

附 則

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例(平成13年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
1及び2 略	1 及び 2 略
(検討)	(検討)
3 知事は、平成25年度末を目途として、この条例の	3 知事は、 <u>平成22年度末</u> を目途として、この条例の
規定及びその実施状況について検討を加え、その結	規定及びその実施状況について検討を加え、その結
果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県条例第14号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する 条例

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例 第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同 表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合に は、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項 等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場 合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改 正後部分を加える。

> 改正後 改正前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(6) 略

(7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉(廃棄物処 理施設、市町村が設置する施設又は事業者が廃棄 物を排出した事業所内で自ら処理するために設置 する施設を除く。)であって、次のいずれかに該 当するものをいう。

ア及びイ 略

- (8) 無害化処理実証試験施設 法第9条の10第1 項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大 臣の認定の申請に係る実証試験(以下単に「実証 試験」という。)の用に供する施設をいう。
- (9) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設、 特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設 (以下「廃棄物処理施設等」という。)の新設 (現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新た に廃棄物処理施設等に該当することとなる場合及 び現に設置されている廃棄物処理施設等において 実証試験を行う場合を含み、一般廃棄物処理施設 を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施

(定義)

意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(6) 略

(7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉 (廃棄物処 理施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で 自ら処理するために設置する施設を除く。)であ って、次のいずれかに該当するものをいう。

ア及びイ 略

(8) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設又 は特定小型焼却施設(以下「廃棄物処理施設等」 という。)の新設(現に廃棄物処理施設等に該当 しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当する こととなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産 業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を 一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を 産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理 設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施 | 設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物 処理施設を特定小型焼却施設として使用すること とする場合及び廃棄物処理施設等を承継し、又は 更新する場合(規則で定めるものに限る。)を除 く。) 又はその位置、構造、規模若しくは処理す る廃棄物の種類の変更(軽微な変更その他の規則 で定める変更を除く。)をいう。

<u>(10)</u> 略

<u>(11)</u> 略

<u>(12)</u> 略

<u>(13)</u> 略

<u>(14)</u> 略

(事業計画の周知)

第10条 略

2 略

3 知事は、第1項の説明会の開催状況を把握するた めに必要があると認めるときは、当該説明会にその 職員を立ち会わせるとともに、関係市町村の職員の 立会いを求めることができる。

(指導及び助言)

第13条 略

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うと 2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うと きは、関係市町村長、学識経験者その他の者に協力 を求めることができる。

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、 第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、 第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1 項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項に 規定する許可の申請若しくは法第9条第3項(法第 15条の2の6第3項において準用する場合を含 む。) 若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条 の5第3項において準用する法第7条の2第3項の 規定による届出 (廃棄物処理施設の設置に関するも のに限る。)、ダイオキシン類対策特別措置法(平 成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」とい う。) 第12条第1項若しくは第14条第1項の規定に よる届出 (廃棄物処理施設等の設置に関するものに 限る。) 又は無害化処理実証試験施設の設置(既存 の施設を無害化処理実証試験施設として使用するこ <u>ととする場合を含む。</u>を行う前に、この章に規定 ならない。

施設を特定小型焼却施設として使用することとす る場合を除く。) 又はその位置、構造、規模若し くは処理する廃棄物の種類の変更(軽微な変更そ の他の規則で定める変更を除く。)をいう。

<u>(9)</u> 略

<u>(10)</u> 略

<u>(11)</u> 略

<u>(12)</u> 略

<u>(13)</u> 略

(事業計画の周知)

第10条 略

2 略

(指導及び助言)

第13条 略

きは、関係市町村長に協力を求めることができる。

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、 第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、 第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1 項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に 規定する許可の申請若しくは法第9条第3項(法第 15条の2の5第3項において準用する場合を含 む。) 若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条 の5第3項において準用する法第7条の2第3項の 規定による届出 (廃棄物処理施設の設置に関するも のに限る。) 又はダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」 という。)第12条第1項若しくは第14条第1項の規 定による届出(廃棄物処理施設等の設置に関するも のに限る。)を行う前に、この章に規定する必要な 手続(以下「条例手続」という。)を行わなければ する必要な手続(以下「条例手続」という。)を行 わなければならない。

2 略

(許可の制限等)

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事 第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事 業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若 しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15 条の2の6第1項の許可を申請した場合において、 当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するた め必要があると認めるときは、当該申請が法第8条 の2第1項第2号(法第9条第2項において準用す る場合を含む。)又は第15条の2第1項第2号(法 第15条の2の6第2項において準用する場合を含 む。)の規定に適合していないものとして、当該許 可をしないものとする。

2 略

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

無害化処理実証試験施設の設置者は、規則で定める ところにより、当該施設における一般廃棄物又は産 業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならな い。

2 及び3 略

(事故時の措置)

第26条 廃棄物処理施設等(法第21条の2に規定する 特定処理施設を除く。)の設置者は、当該廃棄物処 理施設等において破損その他の事故が発生し、当該 廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物若し くは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚 水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、 又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が 生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、そ の支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を 講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じ た措置の概要を知事に届け出なければならない。

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄 | 第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄 物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 略
- (2) 法に基づく許可の申請若しくは届出若しくは ダイオキシン法に基づく届出の審査又は無害化処

2 略

(許可の制限等)

業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若 しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15 条の2の5第1項の許可を申請した場合において、 当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するた め必要があると認めるときは、当該申請が法第8条 の2第1項第2号(法第9条第2項において準用す る場合を含む。)又は第15条の2第1項第2号(法 第15条の2の5第2項において準用する場合を含 む。)の規定に適合していないものとして、当該許 可をしないものとする。

2 略

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は 第25条 一般廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設の 設置者は、規則で定めるところにより、当該施設に おける一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事 に報告しなければならない。

2 及び3 略

(事故時の措置)

第26条 廃棄物処理施設(法第21条の2に規定する特 定処理施設を除く。)の設置者は、当該廃棄物処理 施設において破損その他の事故が発生し、当該廃棄 物処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産 業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若し くは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発 散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、 又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障 の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずる とともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置 の概要を知事に届け出なければならない。

(設置等)

- 物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
 - (1) 略
- (2) 法に基づく許可の申請又は届出の審査に関 し、知事が意見を求めた事項について調査審議す

<u>理実証試験施設の設置</u>に関し、知事が意見を求め た事項について調査審議すること。

(3) 略

2 略

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、 事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項 (法第15条の2の6第3項において準用する場合を 含む。) 若しくは法第14条の2第3項若しくは第14 条の5第3項において準用する法第7条の2第3項 の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項 若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合 において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争 を予防するため必要があると認めるときは、当該事 業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知 を受けるよう勧告するものとする。この場合におい て、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に 生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併 せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処 理施設等の使用を停止するよう勧告するものとす る。

2 及び3 略

附 則

1 略

(検討)

- 2 知事は、<u>平成28年3月末</u>を目途として、この条例 の規定及びその実施状況について検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 略

ること。

(3) 略

2 略

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、 事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項 (法第15条の2の5第3項において準用する場合を 含む。) 若しくは法第14条の2第3項若しくは第14 条の5第3項において準用する法第7条の2第3項 の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項 若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合 において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争 を予防するため必要があると認めるときは、当該事 業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知 を受けるよう勧告するものとする。この場合におい て、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に 生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併 せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処 理施設等の使用を停止するよう勧告するものとす る。

2 及び3 略

附 則

1 略

(検討)

- 2 知事は、<u>平成22年12月末</u>を目途として、この条例 の規定及びその実施状況について検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の10第1項又 は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験の計画が知事に提出されている改 正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下「新条 例」という。)第2条第8号に規定する無害化処理実証試験施設については、新条例第2章の規定は適用しな い。

(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改める。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄 中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項 とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下「削除項」という。)を削り、移動 後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存 在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合に は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

(除却義務)

様とする。

改正後

改正前

する者は、この条例の規定による許可の期間が満

了したとき、若しくは第9条の2の規定により許 可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しく

は掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅

滞なく、当該広告物等を除却しなければならな い。第10条に規定する期間が経過した場合も、同

(除却義務)

- 第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置 第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置 する者は、この条例の規定による許可の期間が満 了したとき、又は第9条の2の規定により許可が 取り消されたときは、遅滞なく、当該広告物等を 除却しなければならない。第10条に規定する期間 が経過した場合も、同様とする。
- 2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者 は、この条例の規定による許可の期間内であって も、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が 必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物 等を除却しなければならない。

3 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1 項、第7条の3若しくは前条第1項若しくは第2項 の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又 は第4条第2項において準用する場合を含む。第9 条の2において同じ。)の規定により許可に付した 条件(以下この項において「条件」という。)に違 反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若し くは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれら

2 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1 項、第7条の3若しくは前条第1項の規定若しくは 第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項 において準用する場合を含む。第9条の2において 同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この 項において「条件」という。)に違反した広告物を 表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反 した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に

を管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の| 対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又 停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却 その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しく は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を 命ずることができる。

2 略

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以 下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の 命令に違反して屋外広告業を営んだ者

附則

1~6 略

は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景 観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する 危害を防止するために必要な措置を命ずることがで きる。

2 略

(罰則)

下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の 命令に違反した者

附 則

1~6 略

(この条例の失効)

7 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。この場合における経過措置に関し必 要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第7項を削る改正規定は、公布の日から施行す

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のよう に改正する。

別表33の項中「第7条の4第2項」を「第7条の4第3項」に改める。

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中 条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追 加条を除く。)に改める。

改正後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 行為の規制等(第11条 <u>第19条の2</u>) 第4章~第7章 略 附則	目次 第1章及び第2章 略 第3章 行為の規制等(第11条 <u>第19条</u>) 第4章~第7章 略 附則
(標識の設置)	(標識の設置)
第19条 略	第19条 略
(行為の完了の届出) 第19条の2 法第16条第1項の規定による届出を行っ た者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規 則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事 に届け出なければならない。	
附則	附則
1~10 略	1~10 略
	(この条例の失効) 11 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。この場合における経過措置に関し必 要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第11項を削る改正規定は、公布の日から施行す る。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県景観形成条例第19条の2の規定は、この条例の施行の日以後にされる景観法(平成16年法律

第110号)第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用し、同日前にされた同項の規定による届出 に係る行為については、なお従前の例による。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同 表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合に は、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等 (以下「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。)を削り、同表の改正後の欄中下 線が引かれた部分(号の表示を除く。)を加える。

改正後 改正前

(犬の飼い主の遵守事項)

- 第9条 犬の飼い主は、その飼育する犬について、第|第9条 犬の飼い主は、その飼育する犬について、第 7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵 守しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそ れのない場所において、固定した物に綱若しくは 鎖で確実に係留して飼育し、又はさく、おりその 他の囲いの中で飼育すること。ただし、次のアか らウまでのいずれかに該当する場合において、人 の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措 置を講じているときは、この限りでない。

ア~ウ 略

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- <u>(5)</u> 略

(犬、ねこ等の譲渡)

第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取1第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取 った犬若しくはねこ又は前条第2項(同条第4項に おいて準用する場合を含む。) に規定する期間が経 過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を 希望する者(これらを適正に飼育できると認められ <u>る者に譲渡することを目的として飼育する者として</u> することができる。

(犬の飼い主の遵守事項)

- 7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵 守しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそ れのない場所において、固定した物に綱若しくは 鎖で確実に係留して飼育し、又はさく、おりその 他の囲いの中で飼育すること。ただし、次のアか らウまでのいずれかに該当する場合は、この限り でない。

ア~ウ 略

- (2) 前号アからウまでに掲げる場合においては、 人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な 措置を講ずること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- <u>(6)</u> 略

(犬、ねこ等の譲渡)

った犬若しくはねこ又は前条第2項(同条第4項に おいて準用する場合を含む。)に規定する期間が経 過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を 希望する者で適正に飼育できると認めるものに譲渡 適当であると知事が認めるものを含む。)で適正に 飼育できると認めるものに譲渡することができる。

(措置命令)

第18条 略

に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人 の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しく は侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の 飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命 ずることができる。

(1)~(4) 略

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円 以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第9条第1号の規定に違反した者
- (2)~(6) 略

附 則

1~6 略

2 略

(措置命令)

第18条 略

2 知事は、第9条第1号若しくは前条第2項の規定 2 知事は、第9条第1号若しくは第2号若しくは前 条第2項の規定に違反している犬の飼い主があると き、又は犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害し たとき、若しくは侵害するおそれがあると認めると きは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をと るべきことを命ずることができる。

(1)~(4) 略

- 以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第9条第1号又は第2号の規定に違反した者
- (2)~(6) 略

附 則

1~6 略

(この条例の失効)

7 この条例は、平成23年5月31日までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。この場合における経過措置に関し必 要な事項は、規則で定める。

附 則

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 を加える。

改 正 前
τν π υ ₁
(苦情の処理)
第13条 略
2 略
1
<u>4</u> - -
<u>-</u>
附則
1 略
<u>(この条例の失効)</u>
2 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他
ー の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ
の効力を失う。
2
1

附 則

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 平成22年2月1日から<u>平成25年3月31日</u>|第2条の2 平成22年2月1日から<u>平成23年3月31日</u> までの間に資本金の額又は出資の総額が3億円以下 の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会 社及び個人であって、製造業に属する事業を営むも の(製造業に属する事業又は当該事業に関連して営 む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置して いる者に限る。)が新増設事業を実施する場合にお ける前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの 規定の適用については、同号ア中「1億円」とある のは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは 「3人以上」とする。

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

までの間に資本金の額又は出資の総額が3億円以下 の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会 社及び個人であって、製造業に属する事業を営むも の(製造業に属する事業又は当該事業に関連して営 む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置して いる者に限る。)が新増設事業を実施する場合にお ける前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの 規定の適用については、同号ア中「1億円」とある のは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは 「3人以上」とする。

附 則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例(平成18年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引か れた項及び号(以下「追加項等」という。)を加える。

改正後	改正前
(政策の目標) 第3条 県は、次に掲げる事項を知的財産の創造等に 関する政策の目標とする。	(政策の目標) 第3条 県は、次に掲げる事項を知的財産の創造等に 関する政策の目標とする。
(1) 略 (2) 知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産業活動の高付加価値化及び <u>国際競争力の強化並びに</u> その自立を促進し、もって、本県産業の成長発展及び活力ある地域社会の実現を図ること。	(1) 略 (2) 知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産業活動の高付加価値化及びその自立を促進し、もって、本県産業の成長発展及び活力
(産学金官の連携) 第7条 県は、第4条第3号の施策を実現するため、 次に掲げる取組を行うものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 本県産業の国際競争力の強化のために産学金 官で連携して実施する次に掲げる事業の実施 ア 環境・エネルギー分野等の本県が産業の創出 を図る分野における知的財産の活用の促進 イ 事業者の知的財産を活用した国際的な事業展 開の支援	(産学金官の連携) 第7条 県は、第4条第3号の施策を実現するため、 次に掲げる取組を行うものとする。 (1)及び(2) 略
2 略 附則 1~3略	2 略 附 則 1~3 略 (この条例の失効) 4 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ

の効力を失う。この場合における経過措置に関し必

要な事項は、規則で定める。

(検討)

4 知事は、平成27年度末を目途として、この条例の 規定及びその実施状況について検討を加え、その結 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則